

地域と連携した“児童見守り”システム

児童虐待を防ぐために、これから

金沢市では、平成12年度に児童虐待の相談・通報のシステムを確立して、「児童虐待の対応手引」を作成し、学校、保育所、地域等に配布しました。その結果、金沢市親子福祉相談センターに寄せられる相談件数は増加し、早期に発見・解決できる例も多くなりました。

しかし、平成14年2月に悲しい事件が金沢市内でもおこりました。この事件を契機に、今後は、関係機関の情報の共有化や地域での見守りシステムを強化するため、このパンフレット作成いたしました。

児童虐待を防ぎ適切な対応をするために、 これから私たちができることは…

- 地域みんなで子どもを見守ること
- 関係者、関係機関は情報を共有すること
- 地域の中のそれぞれの立場で、児童虐待防止について話し合うこと

児童虐待防止法 平成12年11月20日施行

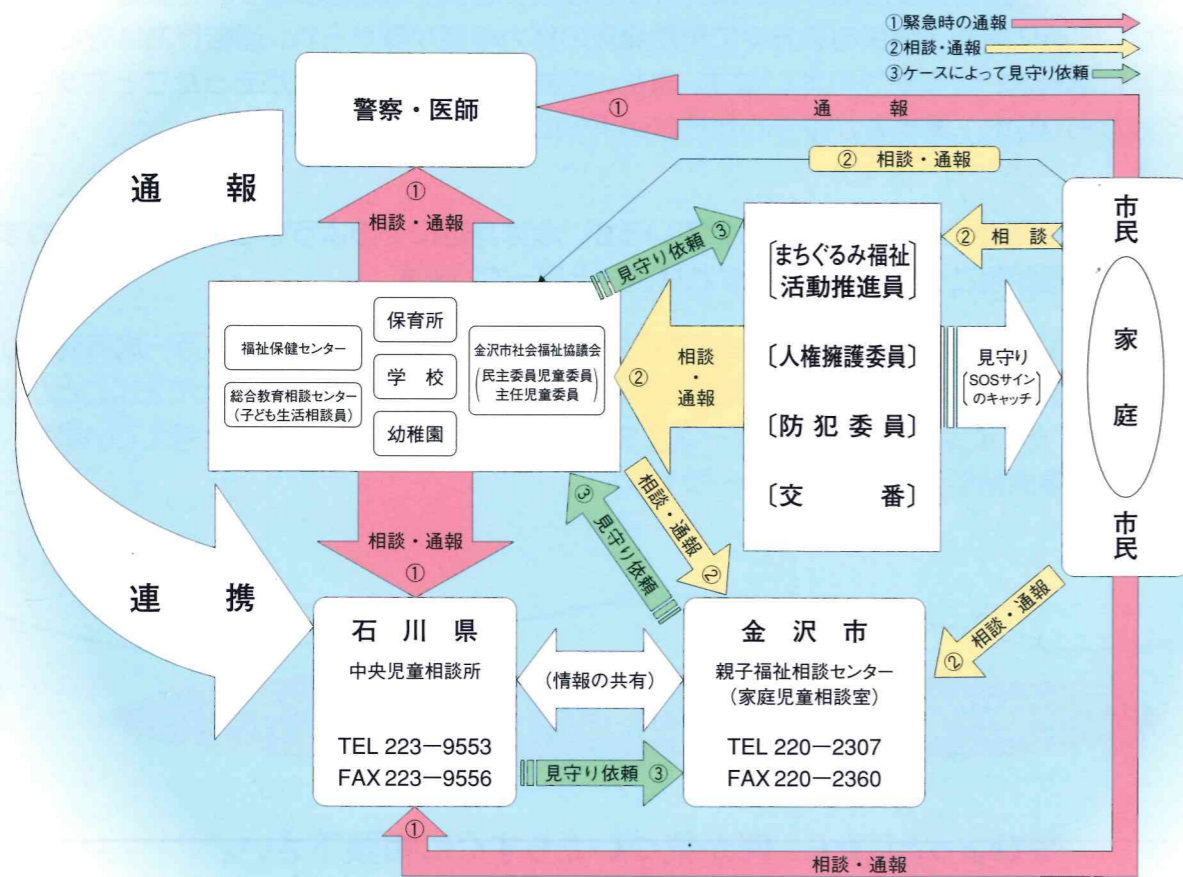
〔児童虐待の早期発見〕

第5条 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

〔児童虐待に係る通告〕

第6条 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定により通告しなければならない。

2 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第25条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。



□互いの意志疎通をはかり、関係者が動きやすいように定期的に連絡会議を開きます。

それぞれの立場から Q & A

民生委員児童委員、主任児童委員

Q 見守りと言うけれど、プライバシーがあるので、人の家庭の中まで入り込めないのではないか！

A 見守りということは、監視したり、必ずしも直接接触することではありません。虐待防止の活動を行うための、できる範囲内の情報を集めることと考えてください。

Q アパートやマンションは、子どものいる家庭がどこなのかわかりにくい！

A 金沢市でも、子どものいる世帯の情報の取り扱いについて検討していますが、行政との連携した情報を持ちながら、さらに地域からの情報を集めていくことがこれから必要となります。

Q 通報や相談をしても、その後の経過を知らされないと、一生懸命心配しているだけに、はりが合いません。

A 金沢市（親子福祉相談センター）や石川県中央児童相談所は、通報や相談をお受けした後、各方面に調査をしていることもあり、すぐに経過を報告できないときもありますが、できる限り経過をお知らせし、地域の皆さんのお力をいただきたいと思います。

まちぐるみ福祉活動推進員

Q 民生委員児童委員の活動をサポートする「まちぐるみ福祉活動推進員」は、何をどうしたらよいかわからない！

A 個人情報に関する部分は守秘義務のある民生委員児童委員に委ね、協力員としての意識をもって見守ってほしいと考えています。守秘義務のある一部の人だけでなく、地域のみんなで子どもを見守ろうということなのです。多くの市民の皆さんに児童虐待防止の啓発活動をする必要がありますので、地域の中のそれぞれの立場で児童虐待防止についての広報活動にも力を入れていただきたいと思います。

学校、保育所、幼稚園、福祉保健センター

Q ちょっと気になる子どもがいるようだが、学校（あるいは保育所、幼稚園、福祉保健センター）の中で解決したほうがいいのではないかと。金沢市（親子福祉相談センター）や石川県中央児童相談所へ通報してあげさになったり、もし間違いだったら心配です。また、守秘義務に違反しないか気がかりです。

A このような場合でも、それぞれの機関で抱え込まないで、すべて金沢市（親子福祉相談センター）や石川県中央児童相談所へ相談したり、概要を報告してください。事例のレベルによっては、相談を受けた関係機関に見守りを依頼するケースもあります。児童虐待防止法では、児童に職務上関係ある方々に早期発見の努力義務が課せられ、通告行為は守秘義務違反にならないと明記されています。また、通告を受けた側が通告があったことを漏らしてはならないし、通告者が誰かわからないようになっています。

Q 児童虐待問題が大きく取り上げられているが、今は身近にそのようなことは見受けられません、問題が起こったときに対応すればよいと思っています。

A これからは虐待と断定できない場合でも、注意深く見守る必要があります。万一虐待問題が起こった場合“いつ”“どのように”連携していけばいいのか等を普段から知っておくことが必要であり、そのためにいろいろなケースについても研修を重ねていきたいと考えています。これも児童虐待防止の取り組みの一つです。

虐待防止に向けた取り組みは、これからです。

- ひょっとしたら、何か気づいたらすぐに相談下さい。

連絡先：金沢市親子福祉相談センター
TEL 220-2307 FAX 220-2360

- 虐待防止について、皆さんのご意見をお寄せ下さい。

連絡先：金沢市福祉保健部こども福祉課
TEL 220-2279 FAX 220-2360